



島根県報

平成27年3月31日（火）

号外第81号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金の（廃棄物対策課） 2
交付の対象等を定める告示

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正（総 務 課） 3

島根県公文書管理規程の一部改正（ ” ” ） 4

告 示**島根県告示第271号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金の交付の対象等を定める告示（平成25年島根県告示第226号）は、廃止する。

平成27年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金

2 補助金の交付の目的

県内で事業を行う事業者が産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施設及び設備を県内で整備するために要する費用の一部について補助金を交付し、もって環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指し、県内の産業廃棄物の発生抑制及び資源の循環的な利用を促進することを目的とする。

3 補助金の交付の対象となる者

県内に事業所を有する事業者であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イからへまでの規定に該当しない者

4 補助金の交付の対象となる事業

次のいずれかに該当する事業

(1) 県内で排出される特定の産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい及びばいじん）の発生抑制、減量化又はリサイクルに係る施設又は設備（以下「施設等」という。）の整備事業で次のいずれにも該当するもの

ア 県内に施設等を設置するものであり、原則として他で使用された施設等でないこと。

イ 移動破碎等の処理のみに使用するものでないこと。

ウ 発生抑制、減量化又はリサイクルの効果が高いと認められること。

エ 設置する地域にとって必要性が高いと認められること。

オ 施設等の稼働に伴う環境への負荷を低減するための十分な配慮がなされていること。

カ 施設等で取り扱う産業廃棄物は、その重量の2分の1以上が県内で排出されるものであり、その処理量が確保されることが確実であること。

キ 事業の実施に際し法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可が必要となる場合は、交付申請時においてその許可を受け、又は島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成5年島根県告示第276号）第6条第1項の規定による事前協議が終了していること。

ク 補助事業を安定的かつ継続的に実施できる見通しがあること。

(2) がれき類の破碎施設の整備事業であって、(1)のアからクまでのいずれにも該当するもの

5 補助対象経費

機械装置費及び設置工事費のうち知事が必要と認める額

6 補助金の額

補助対象経費に3分の1を乗じて算出した額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てた額）以内とし、2,000万円（複合的な施設（複数の機能を有する施設）に係るものにあっては、3,000万円）を上限

とする。

訓 令

島根県訓令第5号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1知事印の項中「第15号」を「第12号、第15号」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同表本庁監、課長又はセンター長印の項中

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 島 根 県 農 林 水 産 部 食 料 安 全 推 進 課 長 印 家 畜 病 性 鑑 定 室 </div>	20ミリメートル 平方	食料安全推進課家畜病性鑑 定室長	を
--	----------------	---------------------	---

」

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 島 根 県 農 林 水 産 部 畜 産 課 長 印 家 畜 病 性 鑑 定 室 </div>	20ミリメートル 平方	畜産課家畜病性鑑定室長	に改める。
--	----------------	-------------	-------

」

別表第3第1号中「領収済証明書」を削り、同表第12号中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同表第21号を次のように改める。

21 島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（平成27年島根県規則第41号）に基づく福祉資金貸付決定通知書並びに島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領（平成27年3月31日付け青第1670号）に基づく貸付状況通知書、福祉資金増額貸付決定通知書、福祉資金貸付期間延長決定通知書、福祉資金減額貸付決定通知書、福祉資金貸付一時停止通知書、福祉資金貸付再開通知書、償還開始通知書、口座振替開始通知書、償還状況通知書、福祉資金償還計画変更決定通知書、福祉資金支払猶予決定通知書、督促状及び催告状

別表第3に次の1号を加える。

34 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に基づく麻薬取扱者免許証（麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者に係る免許証に限る。）

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

島根県訓令第6号

本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1 食料安全推進課の項中「食料安全推進課」を「畜産課」に改める。

別表第2の1の表農林水産部の部中

「

農畜産振興課	農畜
食料安全推進課	食

を

」

「

農産園芸課	農園
畜産課	畜

に改め、同

」

別表の2の表総務部の部中

「

東部県民センター	東県
西部県民センター	西県

を

」

「

東部県民センター	東県
雲南事務所	東県雲
出雲事務所	東県出
西部県民センター	西県
県央事務所	西県央
益田事務所	西県益

に改める。

」

附 則

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。